

平成 17 年 12 月

東アジア経済連携の強化に関する意見

社団法人 関西経済連合会
大阪商工会議所
社団法人 関西経済同友会

経済のグローバル化を背景に、東アジアでは域内貿易依存度が大幅に高まるなど、相互依存関係が増大している。また、域内の協力関係は貿易、投資、IT、金融などの経済活動から食糧、環境保全まで幅広い分野に及び、緊密の度合いを深めている。

関西経済界は、予てより東アジア自由経済圏の実現を求めてきたが、この度、第 1 回東アジアサミットが ASEAN メンバーのマレーシアで開催され、東アジア経済統合に向けた第一歩が印されることは意義深い。東アジア域内の経済関係をより緊密化させ、EU、NAFTA といった経済統合地域と伍しつつ成長を持続することが、わが国にとって重要である。こうした動きをより大きな潮流とするために、わが国は域内経済関係の更なる発展にリーダーシップを発揮し、内外から期待される役割を果敢に果たすべきである。

東アジア経済のさらなる連携強化を目指して、以下の提言を行う。

1. 東アジア自由経済圏形成に先導的役割を

域内経済関係が深化し成長著しい東アジアは、同時に、多様な文化と歴史、大きな経済格差を特徴とする。この東アジアにあって地域経済統合を目指すには、EU を遙かに凌ぐ努力が必要である。わが国が先導的役割を担い、東アジア各国との 2 国間経済連携の実現を通じて、東アジア自由経済圏の基盤を構築することが肝要である。

2. 東アジア各国との経済連携協定(EPA)の速やかな締結を

東アジア各国との経済連携協定の速やかな締結を強く求める。政府は、首相の強いリーダーシップの下、省庁横断的で強固な推進体制を整え、他国に遅れを取ることなく、スピード感を持って交渉を完結されたい。

交渉中の ASEAN 包括、韓国、インドネシアのみならず、共同研究が行われているインドに関して速やかに交渉に移り、いずれも数年内の締結を実現されたい。

3. わが国構造改革の一層の推進を

EPA は、それぞれの比較優位を活かして経済活動の効率性を高め、締結国双方に利益をもたらす“Win-Win”の関係にあるといわれる。しかしながら、国際競争力に乏しく、手厚く保護され続ける分野の自由化が、EPA 交渉にあつて常に課題となっていると仄聞する。

わが国農業分野は、民間企業の参入を含め、農業の担い手の組織化・法人化による生産性向上が図られるなど保護から競争力強化への構造改革の途にある。政府は、その速度をさらに加速させるなど、自由化の遅れた分野での構造改革を強力に推進されたい。

4. 優れた EPA の締結を

(1) 企業活動を促進する協定内容の確保

EPA 締結にあたっては、わが国企業の事業意欲に繋がる内容の確保を条件とされたい。前提として、可能な限り全ての物品に関して関税の早期の減免実現を望む。

一部、数年をかけて撤廃する品目について、日墨 EPA での5年もしくは10年で均等に税率をゼロに近づける方式では、協定発効初年度の引き下げが小幅に留まり、貿易意欲を刺激するには至っていない。特惠関税率引き下げの前倒し実施をメキシコ政府と協議されたい。同時に、アジア各国との EPA では、発効初年度より大幅な関税低下を実現するなど、実行税率に対して、十分に貿易拡大の魅力が見出せるようにすべきである。

(2) 共通条件に基づく EPA の実現

EPA の増加により、関税撤廃の除外品目、経過措置や原産地規則等がそれぞれ異なり複雑化して企業活動に混乱を生じるような事態(いわゆるスパゲティボール現象)の発生が懸念される。

東アジア経済統合を見据え、東アジア域内で可能な限り共通した条件で EPA が締結されるよう、交渉を進められたい。

(3) 進出日本企業との連携

日本企業は、東南アジアで過去20年に及んで確固たる地盤を築き、グローバル経済下にあつて事業活動の最適地化を進めてきた。特に、ASEAN 先発国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)では、進出日本企業が日本人商工会議所もしくは類似の団体を組織し、長年にわたって現地経済の発展に寄与している。

EPA 交渉にあたっては、これら日本人商工会議所の意見も考慮しつつ、必要に応じて相手国との政策対話に参画させるなど、国内経済界のみならず進出日本企業との連携を密にされたい。

5 . EPA の活用促進を

(1) EPA 活用促進のための広報活動の強化

経済連携協定は、2 国間の経済交流の拡大を通じて経済活動の活性化を促す優れた制度である。しかしながら、その内容が十分に周知されない中小企業が多数存在するのが実情である。特に、中小企業に対する啓発活動に一層の努力をお願いしたい。

政府は、全国組織のみならず地方の経済団体との連携をより一層密にして、EPA の詳細を企業に対して頻度高く広報することに務め、協定の活用促進を図られたい。

(2) 中小企業のための各種支援の実施

中小企業を対象に、EPA 活用のためのガイダンスの整理や相談体制の整備を図られたい。物品の輸出については日本原産判定のための分かりやすい手引書などを作成するとともに、その利用浸透を図るため指導や支援体制を早急に構築されたい。

(3) 手続きの簡素化

原産判定申請手続きが複雑で多大の労力を要するために、EPA 活用の意欲が削がれるとの意見は多く、特に中小メーカーで顕著である。手続きの簡素化を実現されたい。

以上